

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4.1 施行）や「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」に基づき、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえ、「栃木県人権教育基本方針」（H13.11.6 決定）に基づき、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組んでいます。

生涯学習課では、学習内容及び方法の改善・充実に向け、特に、参加体験型学習（ワークショップ）の参考となるよう、『人権に関する社会教育指導資料』の作成に取り組んできました。

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、プログラムを展開する手法です。社会教育における人権教育は、経験、年齢、職業など様々な背景をもつ学習者を対象に展開されるため、一人一人の思いを大切に作る参加体験型の学習形態を取り入れることは、学習のねらいに迫る上で効果的であると考えます。

私たちは、人権に関して学ぶことで、他人の人権を侵害したり、自分の人権を侵害されたりすることがないように社会にしていけることができます。今年度は、「子どもの人権を守るための大人の学び」をテーマとし、社会的に立場の弱い子どもの人権を守るため、大人自身が自分の内面に存在する偏見や思い込みに気付くことを促すプログラムを作成しました。本資料の第2章に、それらを掲載しています。また、第3章では、子どもの人権に関する知識を得られる資料も掲載しています。

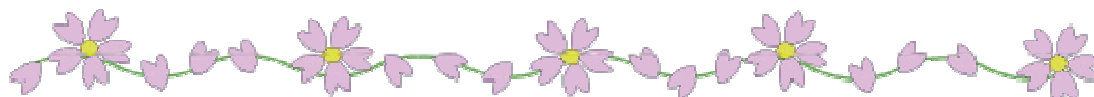
本資料が、社会教育の場面をはじめ、関係機関等における様々な学習の場で活用され、人権教育の推進に資するものとなることを期待しております。

平成 29 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 猪瀬 清隆

目次

○はじめに	
○目次	
○本資料を使った学習の方法	
○本資料の構成	
	ページ
第1章「人権教育の推進について」	
・ 栃木県の人権教育の取組	1
・ 子どもの権利条約	5
第2章「アクティビティ編」	8
・ 見方を変えれば	9
・ どんな言葉をかけますか？	15
・ その「つぶやき」本当に大丈夫？	19
～SNSをとおした人権の侵害について考えよう～	
・ 「平気だよ…」～児童虐待について考えよう～	25
・ 「普通」ってなんだろう？～性的マイノリティについて考えよう～	31
第3章「資料編」	36
・ いじめの問題	37
・ 体罰や暴言等	39
・ 児童虐待	41
・ 子どもの貧困	45
・ 性的マイノリティの子どもたち	47
○参考文献一覧、編集委員	



本資料を使った学習の方法

生涯学習課では、平成9年度から参加体験型学習（ワークショップ）を中心とした人権に関する指導資料を作成するとともに、関係機関に広く配布し、活用を推進しています。人権教育における参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら展開していく人権学習の方法として、人権意識を高める効果が期待できます。

本資料の構成

【第1章 人権教育の推進について】

人権教育推進の担当者や指導者が事業を企画・立案する際の参考となる理論編として、県教育委員会における人権教育の目的・人権教育の推進の内容をまとめました。

【第2章 アクティビティ編】

第2章は、サブタイトルの「～子どもの輝く未来を守るために～」に関する、5つのアクティビティ（学習活動）を紹介しています。具体的には、「子どもに対する大人の見方に関すること」「言葉のかけ方に関すること」「SNSに代表されるインターネットに関すること」「児童虐待に関すること」「性的マイノリティに関すること」について取り上げています。

各アクティビティは、ねらいや展開例、使用するワークシートや資料のほか、初めて人権に関する学習を実施する担当者や指導者でも活用できるよう、ファシリテーター（促進役を務める人）の言葉かけの例を掲載しています。わかりやすく展開ごとに区切っていますので、学習者の構成やニーズ、雰囲気など、場面を思い浮かべながら、準備を進めることができます。

【第3章 資料編】

第3章は、子どもの人権に関する知識を深められるような説明資料を掲載しています。「いじめに関すること」「体罰や暴言に関すること」「児童虐待に関すること」「子どもの貧困に関すること」「性的マイノリティに関すること」の5つの分野について、国や県で行っている調査に基づく表やグラフを中心に掲載しました。

人権教育推進の担当者や指導者が、基礎的な知識を得るために活用したり、講座や事業を行う時に事前学習として活用したりできる内容としています。また、講座における資料として、印刷して配布することも可能です。